

おいらせ町農業集落排水事業経営戦略

(令和7年度～令和16年度)

令和8年3月
青森県 おいらせ町

おいらせ町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 青森県おいらせ町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度 (25年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	17.8人/ha (令和6年度末現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に県の策定した青森県汚水処理施設広域化・共同化計画の下、県主導によるブロックごとの意見交換会等で他市町村と維持管理の共同発注や、実現可能で効果的な取り組みに向けての検討を行っています ・令和6年度から周辺市町でワーキンググループを設置し、広域化が将来的に実現可能かを長期的な視点で調査・検討を行い、維持管理等の業務委託の共同発注に向けた検討も行っていきます。 ※公共下水道事業も合わせて検討中 ・計画人口3,250人にて整備を終了しています。計画人口外については、合併処理浄化槽による汚水処理(宅内浸透)を実施しています。 		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 ・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定しています。(従量使用料制) ・使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。 ・令和5年4月1日から現在の料金体系になっています。 				
	【料金体系】				
	区分	1月当たりの汚水量		使用料(税抜)	
	一般汚水	基本使用料	5m ³ まで	1,100円	
		従量料金 (超過使用料)	6~10m ³	135円/m ³	
			11~20m ³	146円/m ³	
			21~30m ³	165円/m ³	
			31~40m ³	176円/m ³	
			41~50m ³	182円/m ³	
			51~80m ³	192円/m ³	
81~100m ³			202円/m ³		
101~150m ³			215円/m ³		
151~200m ³			232円/m ³		
201m ³ 以上	255円/m ³				
公衆浴場・プール汚水	基本使用料	10m ³ まで	900円		
	従量料金(超過使用料)	11m ³ 以上	20円/m ³		
業務用使用料体系の概要・考え方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。				
その他の使用料体系の概要・考え方	・一般汚水と公衆浴場汚水を区別しています。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,640 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,209 円
	令和5年度	3,558 円		令和5年度	3,952 円
	令和6年度	3,558 円		令和6年度	3,865 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業は、地域整備課内の下水道係が所管しています。 ・公共下水道事業と兼務で、人数は5人(うち決算統計上で農業集落排水事業の人数は1人)。
事業運営組織	<p style="text-align: center;">地域整備課 (下水道係組織図)</p> <div style="text-align: center;"> <p>下水道係 5人</p> <pre> graph LR A[地域整備課長] --- B[課長補佐 1人] B --- C[業務係 2人] B --- D[工務係 1人] B --- E[施設維持係 1人] </pre> </div>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	令和7年度から施設の維持管理業務について包括的民間委託を行っています(マンホールポンプ保守管理、農集排水処理場保守管理、管きよ清掃業務等)。使用料徴収業務、各システム保守なども民間業者へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	維持管理業務の民間委託を継続するため、現時点では未検討です。
	ウ PPP・PFI	維持管理業務の民間委託を継続するため、現時点では未検討ですが、ウォーターPPPの導入については、早期実施となるよう積極的に検討します。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用のための資産を有していないため、現状での取り組みはありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地の目的外利用及び施設の民間等への貸し出しについては行っていません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

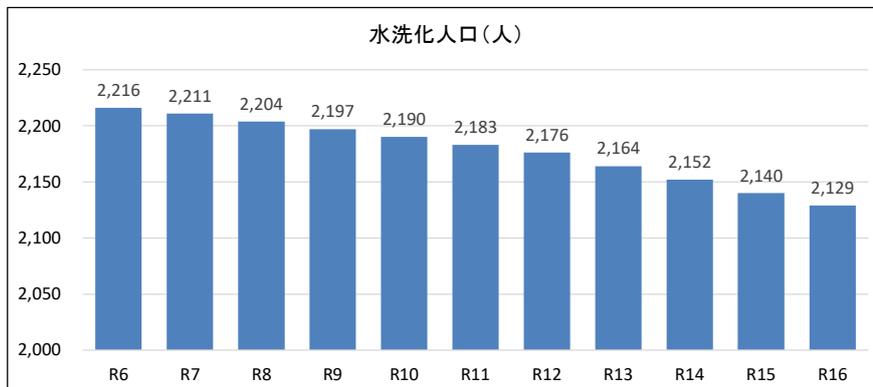
経営比較分析表は、総務省が推進する「見える化」の一環として、経営指標の経年比較や類似団体平均との比較を行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、経営状況をわかりやすく説明するため、策定し毎年公表するものです。
令和5年度決算に係る経営比較分析表を添付しています。なお、当町は令和6年度から公営企業法を適用しましたので、今回添付している分析表は非適用における決算分析となります。

<ul style="list-style-type: none"> ・収益的収支比率は、令和5年度に下水道使用料の改定を行ったことで改善されたものの、70%にも達していないことから今後も経営改善に向けた取り組みが必要である。 ・経費回収率は、他団体と比較して低く推移していたが、下水道使用料収入の増加により他団体平均を上回ったものの、約65%であることから、100%を目指して、5年ごとの見直しとした下水道使用料を実施して行く必要がある。 ・汚水処理原価は、類似団体平均値を若干上回っていたが、令和5年度は下回った。有収水量に大きな変動はなく、令和4年度だけ実施した委託料があり令和5年度は実施が無かったこと他団体平均が上昇したことで下回ったものである。物価高騰の影響で今後も汚水処理費は上昇が見込まれることから、効率的な維持管理など支出削減を検討していかなければならない。 ・管きよ改善率については、法定耐用年数(50年)を経過した管きよは無いため0%となっている。しかし、マンホールポンプ施設や農業集落排水処理場の機器はすでに耐用年数を経過し、順次更新を実施していることから、今後も計画的に更新を行っていく必要がある。
--

2. 将来の事業環境

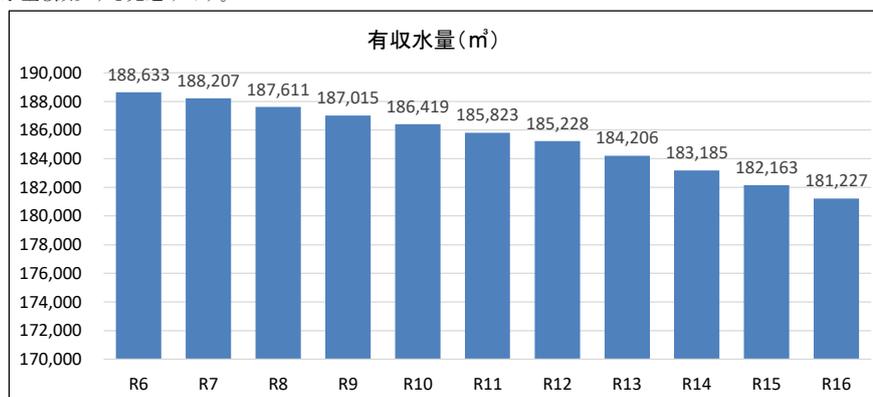
(1) 水洗化人口の予測

計画人口3,250人で整備が終了しています。
 推計人口は、「おいらせ町人口ビジョン(令和7年改訂版)」の町独自による人口推計を基に算出した人口減少率と令和6年度末の水洗化人口(実績値)から算定しています。
 人口減少に伴い、処理区域内の水洗化人口も減少する見込みです。



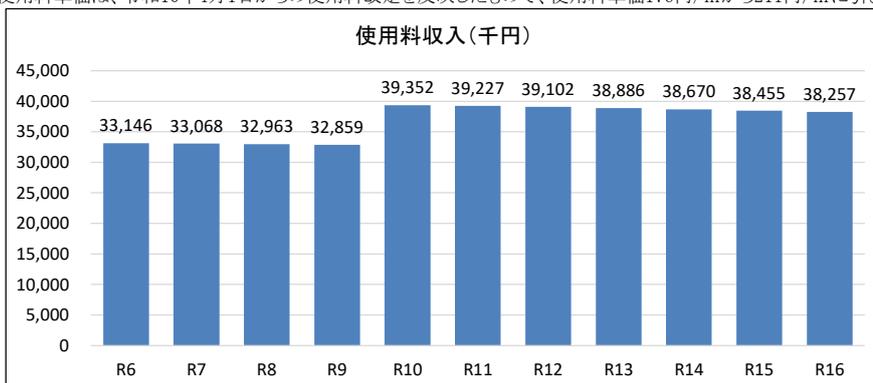
(2) 有収水量の予測

令和6年度の有収水量と水洗化人口(ともに実績値)から1人当たりの年間使用水量を算出し、上記(1)水洗化人口の予測で推計した人口に乗じて年間有収水量の予測としています。
 人口減少に伴い有収水量も減少する見込みです。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の推計は、使用料単価に年間有収水量を乗じて算出しました。
 令和9年度までの使用料単価は令和6年度の使用料収入を有収水量で除したものと
 令和10年度以降の使用料単価は、令和10年4月1日からの使用料改定を反映したもので、使用料単価176円/m³から211円/m³に引き上げた想定です。



(4) 施設の見通し

平成12年度に供用を開始してから、25年が経過し、施設・設備等の老朽化が進行しています。下水道サービスを安定的に提供していくために農業集落排水処理施設を適切に管理し、施設の延命化や改築更新の取り組みが必要です。標準耐用年数に達している管きよはないが、マンホールポンプ及び制御盤については、標準耐用年数に達したもので稼働率の高いものから順次更新しており、今後も継続していきます。
 処理場については、令和4年度に機能強化対策工事を実施し、処理場内の機器の一部を更新しました。令和8年度に建物長寿命化に係る実施設計(屋根外壁塗装、照明LED化等)を予定しており、その結果を基に更新工事を実施していきます。また、ブロワ等機器についてもマンホールポンプ同様、標準耐用年数に達したものであるため稼働率の高いものから順次更新していきます。

(5) 組織の見通し

農業集落排水事業としては、損益勘定所属職員1名の運営ですが、公共下水道事業職員との兼務により5人体制で運営しています。今後、処理場の長寿命化対策が始まりますが、運営効率化を図り、現状の体制を維持していく予定です。
 地方公営企業法の適用によって始まった公営企業会計制度や老朽化する施設の更新へ対応できる専門的な知識や経験を持った職員の育成にも努めます。

3. 経営の基本方針

町総合計画に掲げる「自然と共生し、文化がいきづくまちづくり」を踏まえ、「奥入瀬川をはじめとした豊かな自然の保全と安全安心に暮らせる環境共生都市」の実現を目指し、町汚水処理構想に基づいた整備に努めると共に、農業集落排水処理施設の維持管理と長寿命化に努めます。下水道は、生活環境の改善等、町民生活を支える重要な役割を担っており、持続可能な経営基盤の強化を図ることが重要となっています。

【経営方針】

- 農業集落排水処理施設の適正な維持管理
 - ・処理場やマンホールポンプ施設の適正な運転と保守管理を実施するとともに、老朽化対策として施設を計画的に更新していきます。
 - ・定期的な管きよの清掃実施と清掃に合わせた管内調査により重大な事故、故障防止に努めます。
- 安定した経営基盤の確立
 - ・事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組みます。
 - ・令和5年度に実施した使用料改定ですが、今後の施設の更新需要や人口減少に伴う使用水量、財務状況の検証等を行い、原則5年ごとに見直しを行っていきます。
 - ・2024(令和6)年度で基準外繰入金を含む81,440千円が一般会計からの繰入金となっています。一般会計の負担を考慮し繰入金削減に取り組んでいきます。
- 人材の育成
 - ・事業継続のため、職員が公営企業会計や建設改良事業等の専門的な知識・技術を習得できるよう研修等に参加し人材の育成に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	令和5年度に策定した維持管理適正化計画を基に、農業集落排水施設の維持管理と施設更新を計画的に実施することによって事業費の平準化を図ります。 マンホールポンプ施設の更新は、令和9年度までに更新率100%とします。
-----	--

農業集落排水事業は整備が完了していることから大規模な新設の投資はありません。今後は施設の機能維持のための更新投資になります。事業費の平準化に努めながら計画的に実施していくこととなります。

マンホールポンプ施設については、標準耐用年数の1.3倍から1.5倍で目標耐用年数を設定し、目標耐用年数を基に更新を実施します。供用開始(H12)から更新していない制御盤が6基あるので毎年(令和7～9年度)2基ずつ更新し、R9年度に更新率100%とします。令和12年度からは目標耐用年数に達した制御盤またはポンプを毎年更新していきます。

管きよの更新については、供用開始後約23年を経過していますが、目標耐用年数に達している管きよはありません。22年後を計画策定の目安とし適切な管理を行います。

項目	標準耐用年数 (年)	目標耐用年数 (年)	目標耐用年数 標準耐用年数
汚水ポンプ	15	20	1.3
制御盤	15	22	1.5
管きよ VP:塩ビ管	50	75	1.5

農業集落排水処理場については、施設の長寿命化を図るため、令和8年度に改修工事実施設計(屋根外壁塗装、照明LED化等)を行います。その結果を基に更新工事を実施の予定です(令和9年度60,000千円を予定)。また、水位計、プロフ等機器についても目標耐用年数を基に稼働率を考慮しながら順次更新していきます(3,000千円/年)。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	農業集落排水処理施設使用料を基本とし、一般会計からの繰入金を確保します。 投資については、企業債を活用します。 令和10年度の使用料改定及び5年に一度の見直し・検討により基準外繰入金の縮減を図ります。
-----	--

・財源の目標に関する事項

令和10年度に経費回収率100%とする料金改定を行います。
使用料収入の減と維持管理費の増等による数値の下降は想定されるが、使用料の改定や計画的な工事等による経費の削減を行いながら、経費回収率の向上に努めます。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

人口減少と節水効果の高い器具の普及により使用料収入は減少していくことが見込まれます。
「2.将来の事業環境 (3)使用料収入の見直し」にて示していますが、人口及び有収水量の予測を基にした収入としています。
5年に一度、使用料の見直しを行い、次回は令和10年4月1日に使用料の改定を実施します。令和15年度にも見直しを実施し、必要な場合は使用料改定を行います。

・企業債に関する事項

資本的収入の企業債については、建設改良工事に対する起債のほか、資本費平準化債の借入について限度額での発行を見込んでいます。
更新工事に対する起債は、一律15年償還(利率1.3%)で計上しています。

・繰入金に関する事項

地方公営企業繰出基準に基づく分流式下水道に要する経費、高資本費対策に要する経費及び地方公営企業法の適用に要する経費を計上しています。
資本的収支の補填財源の不足を一般会計からの基準外繰入金によって補填しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員人件費に関しては、現組織体制による職員の数5人を維持するものとし、前年比1.3%の上昇を見込んでいます。
- ・光熱水費、通信運搬費等、修繕費は近年の物価高騰や電気料金の状況等を考慮し前年比2%の上昇を見込んでいます。
- ・委託費に関しては、経費削減に繋がる民間委託等は不透明なため、現状の委託費を計上し、物価高騰等を考慮し、前年比2%の上昇を見込んでいます。
- ・企業債の元利償還金
既発行分は、償還計画に基づく額を積算し、新規発行分は、工事請負費に係る借入見込額を基に積算しています。
令和9年度の処理場改修工事に係る起債償還時は一時的に上昇しますが、過去に借り入れた企業債の償還が順次終了するため減少傾向となっています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	「青森県汚水処理施設広域化・共同化計画」に基づき、より効率的な汚水処理システムの構築に向けて、広域化・共同化を進めるものです。 令和6年度から周辺市町でワーキンググループを設置し、広域化が将来的に実現可能かを長期的な視点で調査・検討を行い、維持管理等の業務委託の共同発注に向けた検討も行っていきます。 ※公共下水道事業も含めて検討を行っています。
投資の平準化に関する事項	維持管理適正化計画を基に、施設の老朽化と更新需要を的確に把握し、計画的な更新を実施することで投資の平準化に努めます。 14か所のマンホールポンプ施設については目標耐用年数で更新を実施中です。令和9年度までは制御盤を2か所ずつ更新して100%の実施となります。その後は稼働状況を考慮しながら年1か所ずつの更新計画とします。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	令和7年度から施設の維持管理業務について包括的民間委託を行っています。 (マンホールポンプ保守管理、農集排水処理場保守管理、管きよ清掃業務等) ウォーターPPPの導入については、早期実施となるよう積極的に検討します。
その他の取組	農業集落排水処理場の長寿命化を行う必要があり、令和8年度に改修に係る実施計画委託を発注します。 維持管理費用の低減化を検討していく必要があります。 既存の施設について更新を行うに当たり、機能の性能(サイズ・能力等)の合理化に取り組む必要があります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和5年度に使用料の改定を実施し、5年に1度程度、使用料見直しの検討又は改定を行うこととしていきますので、次回は令和10年度を予定しています。 経費回収率100%を達成することを目標としつつ、大幅な改定率による住民負担の増加も考慮して使用料を決定しなければなりません。 また、繰出基準に基づかない一般会計からの繰入金収支不足(赤字補填)によるものであるため、抑制を図っていかねばなりません。
資産活用による収入増加の取組について	土地(農業集落排水処理場)の目的外利用や民間等への活用は行っていません。
その他の取組	施設の長寿命化に係る財源として、国の補助金や企業債を活用しますが、関連する国の制度改正など動向を注視していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	令和7年度から施設の維持管理業務について包括的民間委託を行っています。 ウォーターPPPの導入については、早期実施となるよう積極的に検討します。
職員給与費に関する事項	必要最小限の人数で対応予定ですが、必要に応じて職員数の増減を行っていきます。
動力費に関する事項	動力費は、上昇率2%と見込んでいます。動力費は上昇傾向で推移する予測としており、電気料金等の契約の見直しや機器更新の際には、高効率・省電力型の機器の導入等を検討し削減に努めます。 農業集落排水処理場の長寿命化改修に合わせて照明設備のLED化を実施予定です。
薬品費に関する事項	委託業務に含むため、委託費の中で検討を行いますが、受注業者の領分となります。処理水の水質が基準を下回らないよう確認していきます。
修繕費に関する事項	経年劣化により故障は増えるものと考え、修繕費は2%ずつ増加を見込んでいます。 効率的な修繕計画を検討・実施し、突発的な事故を抑制していきます。
委託費に関する事項	システム保守委託や料金徴収業務などについても、複数年契約を基本とし、公共下水道事業と合わせた発注を行うことで経費の削減を図っていきます。 他市町村との共同発注・一括発注による経費削減も検討します。
その他の取組	上記以外の事項についても、国の制度改正や、県の動向、他市町村の状況も注視し、必要に応じて検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は毎年度見直します。安定した事業継続のため、実績との乖離やその原因に対する分析等を行いつつ、実施手法の改善や計画の見直しの検討をしていくものとし、その結果を次期経営戦略へ反映させていくこととします。 計画の見直しについては、5年ごとに改定します。重大な計画等の変更や実績との過大な乖離が生じた場合は適宜見直しを行います。 経営戦略は、町ホームページへの掲載により公表します。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)			33,161	33,084	32,979	32,875	39,368	39,243	39,118	38,902	38,686	38,471	38,273	
	(1) 料金収入			33,146	33,068	32,963	32,859	39,352	39,227	39,102	38,886	38,670	38,455	38,257	
	(2) 受託工事収益 (B)														
	(3) その他の			15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
	2. 営業外収益			100,146	84,798	85,448	86,505	89,399	88,833	88,658	88,498	87,784	87,709	87,597	
	(1) 補助金			37,307	35,223	35,491	36,122	37,931	37,700	37,525	37,365	36,977	36,895	36,969	
	他会計補助金			30,807	35,223	35,491	36,122	37,931	37,700	37,525	37,365	36,977	36,895	36,969	
	その他の補助金			6,500											
	(2) 長期前受金戻入			62,836	49,570	49,952	50,378	51,463	51,128	51,128	51,128	50,802	50,809	50,623	
	(3) その他の			3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	収入計 (C)			133,307	117,882	118,427	119,380	128,767	128,076	127,776	127,400	126,470	126,180	125,870	
	1. 営業費用			108,025	96,842	103,064	104,417	103,303	103,758	104,563	105,383	105,900	106,770	107,787	
	(1) 職員給与			7,516	5,494	5,563	5,632	5,702	5,773	5,845	5,917	5,991	6,065	6,141	
基給			4,455	2,685	2,720	2,755	2,791	2,828	2,864	2,901	2,939	2,977	3,016		
退職給付			3,061	2,809	2,843	2,877	2,911	2,945	2,981	3,016	3,052	3,088	3,125		
その他の															
(2) 経費			33,823	35,280	40,957	41,647	39,352	40,071	40,804	41,552	42,314	43,093	43,886		
動力費			5,741	5,856	5,973	6,092	6,214	6,338	6,465	6,594	6,726	6,861	6,998		
修繕費			958	1,537	6,547	6,558	3,569	3,581	3,592	3,604	3,616	3,629	3,641		
材料費			1,261	1,286	1,312	1,338	1,365	1,392	1,420	1,449	1,477	1,507	1,537		
その他の			25,863	26,601	27,125	27,659	28,204	28,760	29,327	29,905	30,495	31,096	31,710		
(3) 減価償却費			66,686	56,068	56,544	57,138	58,249	57,914	57,914	57,914	57,595	57,612	57,760		
2. 営業外費用			8,365	4,789	4,540	4,503	5,085	4,783	4,536	4,304	4,094	3,911	3,711		
(1) 支払利息			4,831	4,789	4,540	4,503	5,085	4,783	4,536	4,304	4,094	3,911	3,711		
(2) その他の			3,534												
支出計 (D)			116,390	101,631	107,604	108,920	108,388	108,541	109,099	109,687	109,994	110,681	111,498		
経常損益 (C)-(D) (E)			16,917	16,251	10,823	10,460	20,379	19,535	18,677	17,713	16,476	15,499	14,372		
特別利益 (F)															
特別損失 (G)				1,400											
特別損益 (F)-(G) (H)				△ 1,400											
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)				15,517	16,251	10,823	10,460	20,379	19,535	18,677	17,713	16,476	15,499	14,372	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)				9,268	15,766	22,358	29,118	35,904	42,690	49,476	56,262	63,055	69,858	76,995	
流動資産 (J)				41,146	39,170	39,163	39,156	39,587	39,579	39,570	39,556	39,542	39,528	39,514	
うち未収金				2,199	2,194	2,187	2,180	2,611	2,602	2,594	2,580	2,565	2,551	2,538	
流動負債 (K)				91,021	79,807	70,204	73,222	79,972	73,110	72,256	67,927	68,705	68,956	66,562	
うち建設改良費分				81,425	69,580	59,784	62,605	69,154	62,087	61,025	56,484	57,044	57,075	54,456	
うち一時借入金															
うち未払金				8,433	8,602	8,774	8,949	9,128	9,311	9,497	9,687	9,881	10,079	10,281	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				28	48	68	89	91	109	126	145	163	182	201	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)															
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)				33,161	33,084	32,979	32,875	39,368	39,243	39,118	38,902	38,686	38,471	38,273	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)															
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)				34,523	33,161	33,084	32,979	32,875	39,368	39,243	39,118	38,902	38,686	38,471	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)															

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)										
資本的収入	1. 企業債		83,200	68,400	61,200	97,600	33,900	40,500	33,400	32,500	31,700	32,800	33,400
	うち資本費平準化債		34,600	55,300	43,000	32,600	33,900	40,500	33,400	32,500	28,700	29,800	30,400
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金		50,633	16,982	15,766	16,729	8,331	9,124	10,015	10,817	11,313	11,750	12,308
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
計 (A)		133,833	85,382	76,966	114,329	42,231	49,624	43,415	43,317	43,013	44,550	45,708	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)		133,833	85,382	76,966	114,329	42,231	49,624	43,415	43,317	43,013	44,550	45,708	
資本的支出	1. 建設改良費		52,454	20,203	18,204	65,000					3,000	3,000	3,000
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金		78,953	81,425	69,580	59,784	62,605	69,154	62,087	61,025	56,484	57,044	57,075
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
計 (D)		131,407	101,633	87,789	124,789	62,610	69,159	62,092	61,030	59,489	60,049	60,080	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		△ 2,426	16,251	10,823	10,460	20,379	19,535	18,677	17,713	16,476	15,499	14,372	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			6,498	6,592	6,760	6,786	6,786	6,786	6,786	6,793	6,803	7,137
	2. 利益剰余金処分額			9,753	4,231	3,700	13,593	12,749	11,891	10,927	9,683	8,696	7,235
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)			16,251	10,823	10,460	20,379	19,535	18,677	17,713	16,476	15,499	14,372	
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 2,426											
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		422,386	382,934	384,709	383,529	384,946	419,941	384,687	383,100	335,475	311,491	286,147	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)										
収益的収支分			30,807	35,223	35,491	36,122	37,931	37,700	37,525	37,365	36,977	36,895	36,969
	うち基準内繰入金		30,807	35,223	35,491	36,122	37,931	37,700	37,525	37,365	36,977	36,895	36,969
	うち基準外繰入金												
資本的収支分			50,633	16,982	15,766	16,729	8,331	9,124	10,015	10,817	11,313	11,750	12,308
	うち基準内繰入金		1,132	1,504	1,498	1,498	1,498	1,498	1,502	1,358	914	366	
	うち基準外繰入金		49,501	15,478	14,268	15,231	6,833	7,626	8,513	9,459	10,399	11,384	12,308
合 計		81,440	52,205	51,257	52,851	46,262	46,824	47,540	48,182	48,290	48,645	49,277	

経営比較分析表（令和5年度決算）

青森県 おいらせ町

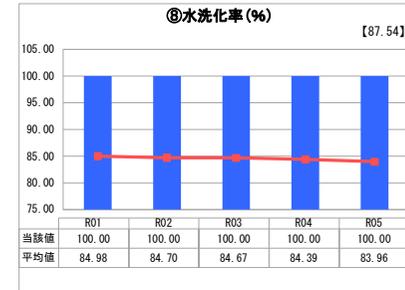
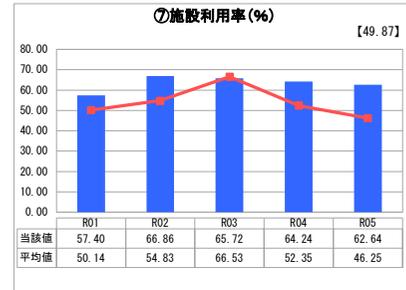
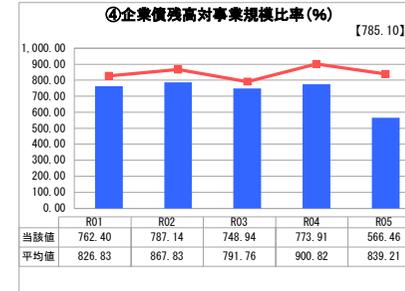
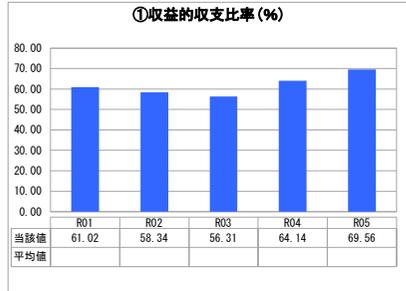
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家産料金 (円)
-	該当数値なし	13.00	95.39	3,655

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
25,148	71.96	349.47
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
3,250	1.83	1,775.96

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

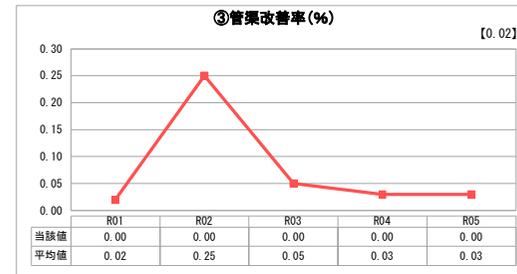
1. 経営の健全性・効率性について

- ・収益的収支比率は、令和5年度に下水道使用料の増額を行ったことにより、改善傾向となったが70%にも達しておらず、依然として自立運営の水準には達していない。
- ・企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均値より低く推移している。令和5年度の下水道使用料の増額により若干改善している。
- ・経費回収率は、類似団体平均値より低く推移していたが、令和5年度の下水道使用料の増額によって改善はみられるものの、未だ低い水準である。
- ・汚水処理原価は、類似団体平均値以上で推移してきたが、令和5年度の下水道使用料の増額により若干改善している。
- ・施設利用率は、類似団体平均値より高く推移してきたが、晴天時一日平均処理水量は減少傾向にあり、高齢化・人口減少などが原因と思われる。
- ・水洗化率は、計画区域の水洗化は完了している。

2. 老朽化の状況について

- ・供用開始後約20年を経過しており、処理施設・管きよ施設の老朽化はそれほど進んでいないが、機能強化対策工事を実施するなど、必要な対策を講じている。今後は、維持管理適正化計画を策定し、施設の計画的な更新等を行う。

2. 老朽化の状況



全体総括

- ・収入面では、令和5年度の下水道使用料の増額により、経費回収率は大きく改善しているものの、自立運営の水準には達していない。
- ・支出面では、企業債残高は改善傾向ではあるが、依然として高い水準である。施設の更新等における経費削減に努める必要がある。
- ・下水道使用料の改定、施設利用率・処理能力を勘案しながら、利用者の新規接続の検討、経営の改善努力を引き続き行い、持続可能な下水道事業運営のため、下水道使用料の改定による収入の増加を図りつつ、併せて支出の見直しを行う必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。